改正 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正 平成 28 年 10 月 12 日 平成 28 年 8 月 22 日 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 BELS 事務局

BELS 表示マークの取り扱いについて

BELS 評価業務方法書 プレート等作成についての部分(抜粋し箇条書きに修正)

- ・建築物への表示は、協会が作成若しくは認めるプレート・シール(※1)により行うこと
- ・別記様式第1号及び別記様式第2号により表示を行う場合は、プレート・シール(以下「プレート等」という。)によること
- ・別記様式第3号から第6号により表示を行う場合は、シールのみによる
- ・協会が認めるプレート等とは、用いるデータに、BELS機関専用ページよりダウンロードしたPDFデータを用い、機関が作成したもの
- ・評価機関が作成したプレート等の発行の有無について<u>上記システム (BELS 評価書作</u>成プログラム)を用いて協会に報告 (※2)を行う
- ・広告物、宣伝用物品等の掲載を目的として、機関が申請者へ別記様式第1号〜第6号のデータの配布を行う際は、上記 <u>PDF</u> (BELS 表示マーク) <u>データを適切に取り扱う</u>こと (※3)

1. 協会が作成するプレート等について

- (1) 協会が作成するプレート等の発注方法および発注先について
 - 発注方法は、以下のいずれかによります。
 - a.) BELS 評価書作成プログラム内のプレート発注システムの使用 ※具体の方法は「BELS 評価書作成プログラム プレート発注システム仕様」 参照
 - b.) 発注書をメール等でプレート作製会社へ送付
 - ② 協会が作成するプレート等の発注先は下記となります。

株式会社かいせい

E-mail bels plate@kaisei-inc.com

電話番号 03-3580-1531

(2) BELS プレート等 アイテム一覧について

- ・アイテム一覧は一般非公開としており、掲載料金は評価機関が BELS プレート等作製会 社へ支払う金額となります。
- ・振込み手数料等、評価機関のご負担が発生しますので、評価機関が独自に価格を設定することが可能となっております。
- ・PDF は編集保護等をかけておりません。評価機関名を記載のうえ金額を変更して、公開することができます。(アイテム一覧の PDF 資料に記載されているお問い合わせ先は、評価機関によるお問い合わせ先になりますので、一般公開用に編集される際は削除してください。)
- ・こちらの PDF はイラストレーターによるデータ提供も可能です。

2. 評価機関によるプレート等の発行の有無について協会に報告を行うことについて

業務方法書に記載のとおり、プレート等の発行の有無について BELS 評価書作成プログラムを用いて協会に報告を行うこととありますが、以下の作業にて事務処理されることになります。(協会が作成するプレート等を発注した場合は、こちらの報告手続きは不要)



3.「BELS表示マーク使用上の注意事項」について

業務方法書に記載のとおり、評価機関は申請者へデータを配布する際「PDF データを適切に取り扱うこと」(※3) とあります。評価協会では、「BELS 表示マークデータ取扱要領」を作成し BELS 評価書作成プログラムからダウンロード可能となりました。配布された BELS 表示マークを使用する際の注意事項を定め、申請者へ BELS 表示マークデータを配布される際は、本取扱要領の PDF データも併せて配布いただきますようお願い申し上げます。



その他1. 評価機関による交付についての整理

- ・BELS 評価書の交付(必須)
- ・BELS プレート等の交付(任意)

その他 2. BELS プレート等の注文や報告等についての整理

変更については、従前(制度開始~H28.8.19 改正前)、改正後(H28.8.19 改正後)の別で以下の表で整理しております。

	プレート		報告(※2)	シール		報告(※2)
評価協会が作成するプレ	従前	0	不要	従前	×	_
ート等	改正後	0	不要	改正後	0	不要
評価機関が作成するプレ	従前	O*	不要	従前	0	不要
ート等	改正後	0	必須	改正後	0	必須

◎可 ○任意(○*明確な記載なし) ×不可

以上